

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 1 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第 8 5 号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 2（第 1 3 条関係）				別表第 2（第 1 3 条関係）			
[略]				[略]			
健康 診 断 料	基本健康審査（胃検診を受診する場合に限る。）			1,000 円			
	健康 診 断	小児以外		[略]			
		小 児	1 箇月児健診	5,455 円			
			4 箇月児健診	7,210 円			
			1 0 箇月児健診				
			1 歳 6 箇月児健診				
			3 歳児健診（眼科あり）				
			3 歳児健診（眼科なし）	5,350 円			
			上記以外	3,000 円			
	[略]						
[略]							
備考 [略]							
別表第 3（第 1 4 条関係）							
診断書	[略]						
	身体障害者診断書	1 通につき 1,000 円					
	各種指定難病関係診断書	1 通につき 4,000 円					
	各種小児慢性特定疾病関係診断書	1 通につき 4,000 円					
	[略]						
[略]							

別表第 2（第 1 3 条関係）				
[略]				
健康 診 断 料	4 箇月健診		3,000 円	
	1 歳 6 箇月健診		3,000 円	
	基本健康審査（胃検診を受診する場合に限る。）		1,000 円	
	健康 診 断	小児以外		[略]
		小児		3,000 円
[略]				
[略]				
備考 [略]				
別表第 3（第 1 4 条関係）				
診断書	[略]			
	身体障害者診断書	1 通につき 1,000 円		
	[略]			
	[略]			
[略]				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市立病院管理規則別表第 3 の規定は、この規則の施行の日以後に交付の請求のあった診断書に係る手数料について適用し、同日前に交付の請求のあった診断書に係る手数料については、なお従前の例による。